第二十二条の五第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「公益認定法規則第十八条第一項の規定により」を削り、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは同条第二項の規定により」を「公益認定法第十四条に規定する方法により積み立てた公益充実資金の額（以下この項において「積立額」という。）若しくは」に、「公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該他の公益法人」を「公益認定法規則第二十三条第二項の規定により取り崩した公益充実資金の額（以下この項において「取崩額」という。）又は当該他の公益法人」に、「公益資産取得資金の額」を「公益充実資金に係る公益充実活動等の所要額」に、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは当該」を「積立額若しくは当該」に、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該適用法人」を「取崩額又は当該適用法人」に、「第一項から第三項までの規定を適用する」を「第二項第二号に掲げる金額を計算する」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十七条の三に次の一号を加える。

十八　その有していた法第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託の受益権に係る法第六十一条の二第二十項に規定する払戻しとして金銭の交付を受けたこと　当該払戻しの日

第二十七条の四第一項中「第六十一条の二第二十項」を「第六十一条の二第二十一項」に改め、同条第二項中「第六十一条の二第二十一項」を「第六十一条の二第二十二項」に改める。

第二十七条の十四第十二号中「及び第五項第六号」を削る。

第二十九条の四第二項第二号中「第九条の七第六項ただし書」を「第九条の七第四項ただし書」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第五項ただし書」に改める。

第二編第二章の章名を次のように改める。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等

第二編第二章第一節第一款及び第二款の款名並びに同章第二節の節名を削る。

第三十八条の二第一項中「調整後対象租税額」の下に「、「基準税率」、「過去対象会計年度」」を加え、「又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、「グループ国際最低課税額等報告事項等」又は「グループ国内最低課税額報告事項等」に、「第三十二号」を「第三十五号」に改め、「、調整後対象租税額」の下に「、基準税率、過去対象会計年度」を加え、「又は特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、グループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等」に改め、同条第二項中「「基準税率」、「過去対象会計年度」又は」を削り、「とは」を「又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」とは」に改め、「基準税率、過去対象会計年度又は」を削り、「をいう」を「又は特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう」に改め、同条第三項第七号中「地域」の下に「の租税に関する法令」を加える。

第三十八条の三中「及び第八十二条の二第七項各号」を「、第八十二条の三第七項各号」に、「並びに令」を「及び第八十二条の十九第八項各号（国内最低課税額）（同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに令」に、「並びに第百五十五条の四十四第一項第二号」を「、第百五十五条の四十四第一項第二号」に、「。）に」を「。）、第百五十五条の五十九第八項第二号（国際最低課税残余額）、第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）（令第百五十五条の七十第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する場合を含む。）並びに第百五十五条の六十四第一項第二号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）（令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）に」に改め、「七億五千万ユーロ」の下に「、五千万ユーロ」を加える。

第三十八条の十五第四項中「。次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第六項中「）に」を「。第八項において同じ。）に」に改め、同条に次の一項を加える。

8　構成会社等又は共同支配会社等が各対象会計年度において令第百五十五条の二十三第一項（株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける場合において、同条第一項第一号に規定する法人税等に係る株式報酬費用額に相当する金額が最終親会社等財務会計基準における資産の帳簿価額に含まれるときは、当該資産の帳簿価額に当該相当する金額が含まれないものとみなして、当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を計算する。

第三十八条の十六第十項第二号中「課税期間をいう。以下この条」を「課税期間をいう。第二十五項」に改め、同条第十三項第一号中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「並びに次項第二号及び第四号」を「及び第六号並びに次項」に改め、同項第三号中「第八十二条の二第二項第四号イ」を「第八十二条の三第二項第四号イ」に改め、同項に次の二号を加える。

五　構成会社等（法第八十二条の三第六項の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当する規定の適用を受けるものに限る。以下この項並びに次項第五号及び第六号において同じ。）のうち、その所在地国（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合には、その設立国。次号並びに同項第五号及び第六号において同じ。）に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等（法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する当期グループ国内最低課税額又は当該法令におけるこれに相当するものをいう。次号並びに次項第五号及び第六号において同じ。）がないもの

六　構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等がないこととなるもの（前号に掲げるものを除く。）

第三十八条の十六第十四項に次の二号を加える。

五　構成会社等のうち、その所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等があるもの

六　構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等があることとなるもの（前号に掲げるものを除く。）